

川崎市収納事務受託者検査実施要綱

令和3年9月1日
3川会第928号
会計管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる歳入の収納事務を委託した委託先（以下「受託者」という。）及び受託者が公金等料金収納業務の業務連携をしているコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第158条第4項のほか関係法令に基づき、会計管理者が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、施行令及び川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の定めるところによる。

(検査員)

第3条 会計管理者は、必要があると認めるときは、その都度職員のうちから検査員を命じて検査させることができる。

(検査の方法)

第4条 検査の方法は、会計管理者が別に定める。

(検査実施時期)

第5条 検査は、毎年度1回実施する。会計管理者が必要と認めるときは随時検査を行うことができる。

(検査実施通知)

第6条 会計管理者は、検査を実施しようとするときは、書面によりあらかじめ、受託者に通知しなければならない。

2 会計管理者は、検査実施について、監査委員及び所管局長に通知する。

(検査の対象期間)

第7条 検査の対象とする期間は、会計管理者が指定した期間とする。

(検査の内容)

第8条 検査は受託者の帳簿、書類の取扱い及び管理状況並びにその他の物件について行うものとする。

(検査の報告)

第9条 検査員は、検査終了後速やかに、検査結果について、会計管理者に報告しなければならない。

(再検査)

第10条 会計管理者は、前条により報告を受けた内容について確認する必要がある場合その他会計事務の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、再検査を行うことができる。この場合において、実地による検査の必要があると認めるときは、受託者(コンビニを含む)と協議の上、実地による検査を行うことができる。

(検査の講評)

第11条 会計管理者は、検査を終了したときは、速やかに受託者及びコンビニに対し、検査結果について講評を行わなければならない。

2 会計管理者は、検査の結果に指摘事項(是正又は改善が必要な事項)があるときは、受託者及びコンビニに対し必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 会計管理者は、検査結果について、監査委員及び所管局長に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別 表（第 1 条関係）

市税
国民健康保険料
介護保険料
保育料
後期高齢者医療保険料
川崎市墓地条例第 1 6 条に規定する管理料
学校給食費
生活保護法（以下この別表において「法」という。）第 6 3 条の規定による返還金、法第 7 7 条の規定による徴収金、法第 7 8 条の規定による徴収金及び生活保護に起因する不当利得の返還金